

## 国際化拠点整備事業 審査要項

平成 21 年 4 月 9 日  
国際化拠点整備事業プログラム委員会

「国際化拠点整備事業」の採択にあたっての審査は、この審査要領に従って行うこととする。

### 1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、計画の発展性、継続性を重視し、国際化拠点の整備に係る構想(以下、「構想」という。)の実現性の面から教育研究活動実績も加味しながら、人材育成、多様性の観点から行うものとする。その際、以下の要件を満たすものの中から選定する。

- ① 留学生30万人計画に資するために留学生の増員計画について、適切な達成目標が示されており、実現に向けて具体的な計画が示されていること。
- ② 英語による授業のみで学位が取得できるコースが本事業により新たに1学部・1研究科以上において設置される計画となっていること。
- ③ 海外におけるワンストップサービスを始めとした拠点の整備が行われる計画となっていること。

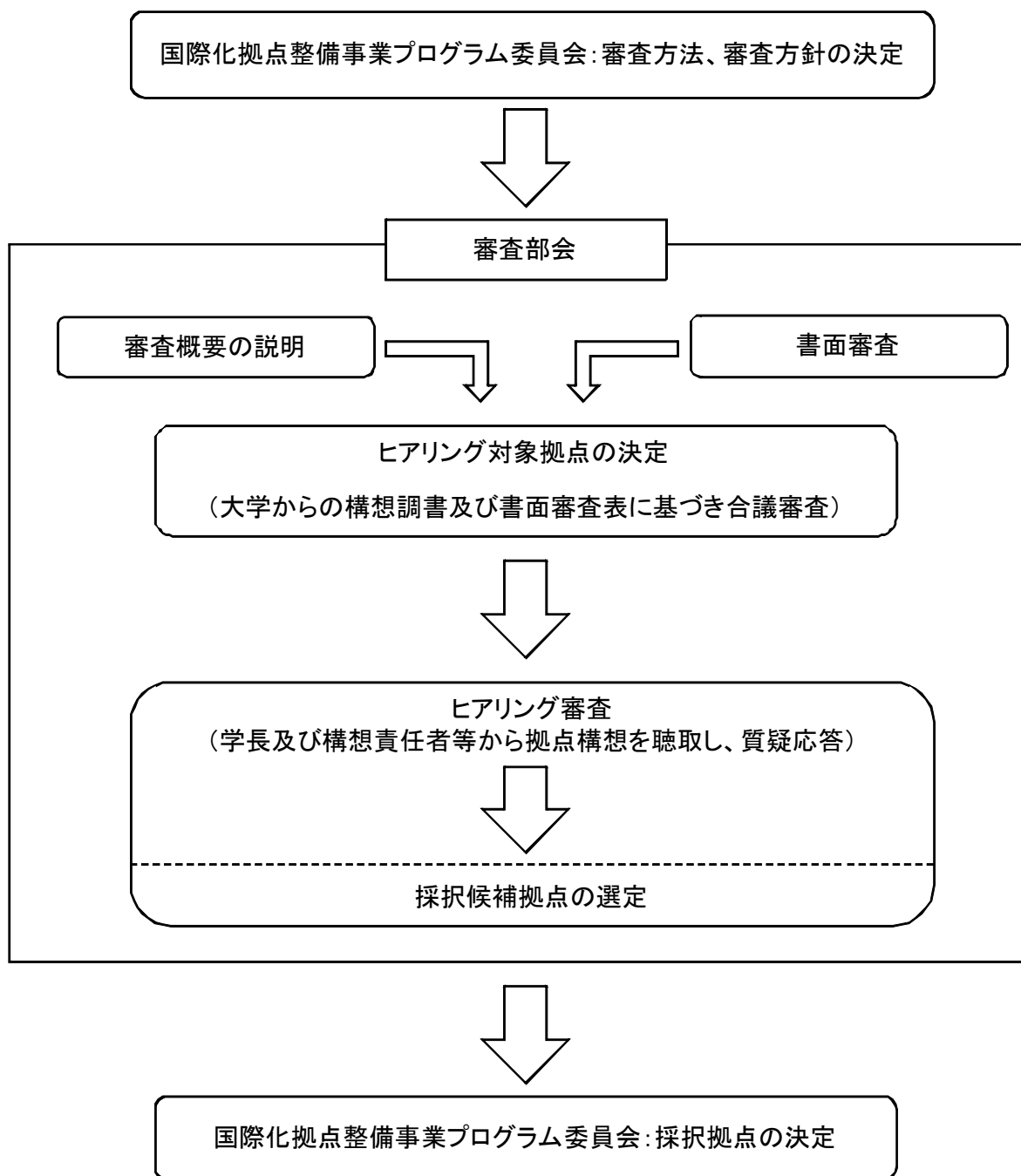
なお、選定に際しては、「教育再生懇談会第1次報告(平成20年5月26日)」を踏まえ、地域配置、国公私バランスに配慮する。

### 2. 審査の方法

#### (1) 審査方法

本プログラムの審査に当たっては、「国際化拠点整備事業プログラム委員会」(以下、「委員会」という。)及びその下に置かれる部会において、「書面審査」及び「ヒアリング審査」の2段階により実施する。委員会の定足数は委員の半数とし、議決は出席委員の過半数により決するものとする。

<審査の手順>



(2) 書類審査の進め方

① 書面審査

- ・ 審査部会は、大学から提出された国際化拠点整備事業構想調書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

## ② ヒアリング対象候補の選定

- ・ 審査部会にて、申請書類の内容及び書面審査結果を基に、合議によりヒアリング対象候補を18件程度選定する。
- ・ 下記「3. 審査に当たっての着眼点 (1)書面審査」の各項目について最も低い評価の項目がある大学については、慎重に審査を行うこととする。

## (3) ヒアリング審査の進め方

### ① ヒアリングの実施

- ・ 審査部会は、ヒアリング実施要領に基づき構想責任者等からヒアリングを実施する。
- ・ 審査部会委員は、ヒアリング実施要領に基づき、大学毎にヒアリング評価書(別途作成)に評価結果を記入する。その際、書面審査の評価結果を参考とする。

### ② 採択候補とする拠点の決定

- ・ 審査部会は、ヒアリングの評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、採択候補とする拠点を決定する。

## (4) 採択拠点の決定

- ・ 委員会は、部会より採択候補とする拠点について報告を受け、合議により採択拠点を決定する。

## 3. 審査に当たっての着眼点

### (1) 書面審査

#### 視点1 大学の教育研究面や国際化に向けた取組の実績

##### 1. 大学の教育研究水準

###### ① 適切な学位授与の実績

- ・ 大学全体における過去3年間(平成18～20年度)の修士、博士の合計の学位授与の平均件数が340件以上の実績があるか。(実績に応じて5段階で評価。)

※340件は、現在の我が国の大学における1大学あたりの修士・博士の合計の学位授与平均件数の2倍。

###### ② 国際化拠点での教育の裏付けとなる質の高い研究の実績

- ・ 大学全体における過去3年間(平成18～20年度)の科学研究費補助金の平均採択件数(新規採択分+継続課題分)が130件以上の実績があるか。(実績に応じて5段階評価。)

※ 本事業にいう科学研究費補助金は、以下の種目を指す。

特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、基盤研究、萌芽研究、若手研究、学術創成研究費、特別研究促進費

※130件は、現在の我が国の大学における1大学あたりの科学研究費補助金の平均採択件数の2倍。

## 2. 留学生への支援、受入れ体制、海外留学プログラムでの実績

(1) 大学全体における留学生の受入が積極的であるか。

③ 平成20年5月1日現在の留学生受入人数が300人以上の実績があるか。(実績に応じて5段階評価。)

※300人は、現在の我が国の大学における1大学あたりの留学生受入数平均の2倍。

④ 留学生の受入の実績

- ・ 特定国の留学生だけでなく、多様な国(最低でも5カ国以上)から受入を行っているか。
- ・ 留学生に対する宿舎整備、大学内外での諸手続のサポート、カウンセリング等の生活面での支援、奨学金やTA・RA採用等の経済面での支援の実績があるか。

(2) 日本人学生の海外派遣の実績があるか。

⑤ 平成20年度の大学間交流協定等に基づく交換留学(学位取得を目的とした教育又は研究等のほか、単位取得が可能な学習活動や、異文化体験・語学等の実地習得、研究指導を受ける活動等)による日本人学生の派遣人数が50人以上あり、さらなる上積みがあるか。(実績に応じて5段階評価)

※50人は、現在の我が国の大学における1大学あたりの大学間交流協定等に基づく交換留学による日本人学生の派遣人数の平均。

⑥ 教育課程に位置付けられた留学プログラム、大学間交流協定等に基づく交換留学など、日本人学生の海外派遣の取組が行われているか。

## 3. 大学の国際化の進捗状況

⑦ 国際的な環境の創出が図られているか。

- ・ 平成20年5月1日現在の外国人教員(教授、准教授、講師、助教に限る。)が兼任者を含め46人以上在籍しているか。(実績に応じて5段階評価。)

※46人は、現在の我が国の大学における1大学当たりの外国人教員数の平均(兼任者を含む)の2倍。

⑧ 大学において優れた国際化の取組の実績があるか。

- ・ 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等による国際的な教育環境の構築など、日本人学生の国際化に取り組んでいるか。
- ・ 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、継続的教育連携の取組が行われているか。

- ⑨ 大学において国際化に対応可能な組織体制を有しているか。
- ・ 国際化に向けた取組を企画・立案し戦略的に展開するための全学的な組織体制が整備されているか。
  - ・ 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んでいるか。
  - ・ 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んでいるか。

## 視点2 国際化拠点の構想

### 1. 英語による授業のみで学位を取得できるコースの設置

- ① 拠点到設置される英語による授業のみで学位が取得できるコース(以下、「英語コース」という。)が、優秀な留学生を惹きつける魅力的なものであるか。
- ・ 英語コースの設置が学部・研究科において、本事業により新たに少なくとも1コースずつの設置が計画されているか(本事業の趣旨に鑑み、数が多いことが望ましい)。
  - ・ 英語コースを通じて提供されるカリキュラムが、国際的に魅力があり、明示された人材養成目的に沿って組織的・体系的に編成され、国際的に活躍できる人材の育成が期待できるか。また、国際的通用性のある厳格な成績管理の取組が計画されているか。
  - ・ 英語コースのカリキュラム、英語テキストや英語での教授法の開発、学生による授業評価、教員間の相互チェックなど、英語コースの企画立案や、評価による教育改善の体制の整備が計画されているか。
  - ・ 英語コースの教員につき、国際的な教育研究活動実績を有する者の雇用や、国際公募などの方法、海外派遣による教育研究活動への参加の機会の拡大などにより、その質の向上が図られているか。

### 2. 留学生受入のための環境整備

- ② 留学生の受入計画が国別、受入重点国のそれぞれについて適切に設定され、体制整備が十分に行われているか。
- ・ 国別受入計画、受入重点国の設定と受入計画は具体性、実現性の高いものとなっているか。(受入重点国は2カ国以上設定することとする。)
  - ・ アドバンスド・プレースメントの活用等、日本への留学を促進し、質の高い学生を確保するための方策が図られているか。
  - ・ 留学生に対する宿舎整備、カウンセリング、学内文書の英語化、大学内外における諸手続の支援など、生活面での支援の充実が計画されているか。
  - ・ 奨学金制度の充実など、留学生に対する経済的支援の充実が図られているか。
  - ・ 留学生に対する日本語、日本文化に関する質の高い学習機会の提供や、教育支援員、TA、ボランティア等の配置による就学上の支援の充実が計画されているか。
  - ・ 留学生に対する就職支援(インターンシップ、セミナーの開催、企業との連携)の充実が

図られているか。

### 3. 大学の国際化

#### ③ 構想の実施体制の強化が図られているか。

- ・ 大学の戦略的な目標、中期計画等において大学の国際化が明確かつ有機的に位置付けられているか。
- ・ 構想を戦略的に展開するための全学的な体制が計画されているか。
- ・ 構想の実施・達成状況を評価し、改善を図るための評価体制は整備されているか。
- ・ 計画的な事務体制の国際化が計画されているか。
- ・ 学内文書の英語化、大学内外における諸手続の支援など、外国人教員の招聘にあたって学内外での活動に対して支援の充実が計画されているか。
- ・ 海外において通算して1年以上教育研究に従事した、または国外で学位を取得した日本人教員を積極的に雇用することが計画されているか。
- ・ 海外の有力大学との単位互換や海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等の教育連携の充実など、日本人学生の海外派遣について充実を図る計画となっているか。
- ・ 4月以外の時期の入学の推進が図られているか。

### 4. 海外大学共同利用事務所の整備

#### ④ 海外大学共同利用事務所における取組が当該国における日本全体の留学生の受入れを促進するために十分なものであるかどうか。

- ・ 海外大学共同利用事務所の整備の計画は、現に有する事務所を活用するなど具体性、実現性の高いものとなっているか。(海外大学共同利用事務所は2カ国以上設定することとする。)
- ・ 海外大学共同利用事務所の教職員の配置や施設・設備等が、我が国を代表して留学生の受入れを図る役割を担うことが可能なものとなっているか。
- ・ 学生募集を行う際のワンストップサービス業務(海外における説明会の開催や海外拠点においてテレビ会議システムを活用した入学審査時の面接の実施、渡日前の入学手続き等)や日本の大学全体の魅力に関する情報発信の強化などの業務が具体的に計画されているか。

※ 戦略的に重要であるが事務所の設置・運営に困難を生じやすい国・地域(中東・アフリカ・中南米等)において行われる構想については積極的に評価すること。

## 5. 達成目標

- ⑤ 大学の機能に応じた適切な拠点構想の達成目標が設定されているか。
- ・ 中間評価、事後評価、平成32年度末の達成目標が、大学のこれまでの実績、規模、機能に応じ、適切に設定されているか。
  - ・ 平成32年度に向けて、全学の在籍者数に対する留学生比率20%を目安に少なくとも10%を目指すとともに、比率の増加を図るものとし、留学生受入数を現在より1,000人以上増やし、かつ全学で2,600人以上の留学生の受入れを目指す計画となっているか。
  - ・ 平成32年度までに、外国人教員数の全教員数に対する比率10%程度を目安とし、最低でも5%を目指す計画となっているか。
  - ・ 海外の大学との単位互換や大学間の連携による新たな教育プログラムを実施する計画となっているか。
  - ・ 日本人学生の大学間交流協定等に基づく交換留学の拡大が計画されているか。
  - ・ 日本人教員の海外における教育研究への参加の機会が促進される計画であるか。
  - ・ 上記の達成目標について、具体的な計画がなされており、それに沿った資金計画が立てられているなど実現性の高い構想となっているか。

## 4. 開示・公開等

- (1) 国際化拠点整備事業プログラム委員会等の審議内容等の取扱いについて  
国際化拠点整備事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則公開とする。  
ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
- ① 審査(人選を含む)に関する調査審議の場合
  - ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合
- なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。
- (2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- (3) 審査結果(採択された拠点構想)は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (4) 委員等の氏名について
- 1) 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
  - 2) 審査部会の委員及び専門委員の氏名については、採択後公表することとする。

## 5. 委員及び専門委員の遵守事項

### (1) 利害関係者の排除等

申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及びヒアリングを行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わることができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員及び専門委員が当該大学の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長が利害関係者に該当するか否かを判断する。

### (2) 秘密保持

- ・ 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報(調書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。